

令和2年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 競争性のない随意契約

農業者年金基金における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は28件、契約金額は1.6億円である。このうち、競争性のある契約は23件(82.1%)、0.8億円(47.1%)、競争性のない契約は5件(17.9%)、0.9億円(52.9%)となっている。

競争性のない契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数8件以下であり、目標を達成した。

表1 令和元年度の農業者年金基金の調達全体像

	目標値(前中期目標期間平均)		前年度(H30)		当年度(R元)		比較増△減(対目標値)		比較増△減(対前年度)	
	件数	(金額)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(67.7%) 21	(61.0%) 3.8	(79.1%) 34	(77.5%) 12.2	(78.6%) 22	(40.8%) 0.7	(4.8%) 1	(△82.5%) △3.2	(△35.3%) △12	(△94.5%) △11.5
企画競争・公募	(6.5%) 2	(3.7%) 0.2	(2.3%) 1	(0.6%) 0.1	(3.6%) 1	(6.2%) 0.1	(△50.0%) △1	(△55.7%) △0.1	(-%) -	(1.9%) 0.0
競争性のある契約(小計)	(74.2%) 23	(64.7%) 4.1	(81.4%) 35	(78.1%) 12.3	(82.1%) 23	(47.1%) 0.8	(-%) -	(△81.0%) △3.3	(△34.3%) △12	(△93.7%) △11.5
競争性のない随意契約	(25.8%) 8	(35.3%) 2.2	(18.6%) 8	(21.9%) 3.4	(17.9%) 5	(52.9%) 0.9	(△37.5%) △3	(△60.8%) △1.3	(△37.5%) △3	(△74.9%) △2.6
合計	(100%) 31	(100%) 6.3	(100%) 43	(100%) 15.8	(100%) 28	(100%) 1.6	(△9.7%) △3	(△73.9%) △4.6	(△34.9%) △15	(△89.6%) △14.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
 (注2) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注3)を除く。)
 (注3) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

(2) 一者応札・応募

農業者年金基金における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1件(4.3%)、契約金額は0.1億円(9.3%)である。

一者応札・応募となった契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数6件以下であり、目標を達成した。

表2 令和元年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

	目標値(前中期目標期間平均)		前年度(H30)		当年度(R元)		比較増△減(対目標値)		比較増△減(対前年度)	
	件数	(金額)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	17 (73.9%)	0.9 (22.3%)	29 (82.9%)	1.2 (9.9%)	22 (95.7%)	0.7 (90.7%)	5 △0.2	(29.4%) (△22.5%)	△7 △0.5	(△24.1%) (△42.8%)
1者	6 (26.1%)	3.2 (77.7%)	6 (17.1%)	11.1 (90.1%)	1 (4.3%)	0.1 (9.3%)	△5 △3.1	(△83.3%) (△97.7%)	△5 △11.0	(△83.3%) (△99.4%)
合計	23 (100%)	4.1 (100%)	35 (100%)	12.3 (100%)	23 (100%)	0.8 (100%)	- △3.3	(-%) (△81.0%)	△12 △11.5	(△34.3%) (△93.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
 (注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。
 (注3) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)
 (注4) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析及び今年度予定している調達等を踏まえ、総合的な検討を行った結果、引き続き以下の取組を実施することで、調達手続きにおける競争性・透明性の確保に努め、経費の節減を目指す。

- ① 入札等における公告期間の十分な確保
- ② 業務準備期間・履行期間の十分な確保
- ③ 入札参加業者の掘り起し
- ④ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

【評価指標】

- ・競争性のない随意契約及び一者応札・応募について、それぞれ前中期目標期間の平均件数(随意契約:8件 一者応札・応募:6件)以下とする
- ・これまでに実施している仕様書等の電子配布、発注予定の事前公表及びオープンカウンタ方式の取り組みを継続し、また、競争性のない随意契約として継続している案件についても、契約内容や方式を随時見直し、更なる透明性の確保及び経費削減に努める

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約案件については契約締結前に、法人内に設置した契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受ける。

【評価指標】

- ・随意契約案件について適切な審査を受ける

(2) 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組

- ① 各室課において作成したマニュアルに基づき、業務を執行する。なお、マニュアルの内容については、必要に応じ、随時改定を行う。

【評価指標】

- ・各室課において作成したマニュアルに基づき、業務を執行する

- ② 職員研修等により、適正な調達手続きについて、職員への周知徹底を図る。

【評価指標】

- ・適正な調達手続きについての研修を実施する

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化にも取り組むものとする。

委員長	総務担当理事
委員長代理	業務担当理事
委員	企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、法令担当審理役、 数理役、情報化統括責任者補佐官(CIO 補佐官)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農業者年金基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。